

○ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぶりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぶりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</p> <p>(削除)</p> <p>二 〽 六 (略)</p>	<p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぶりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定める。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ぶりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>一 構造用集成材の日本農林規格（平成八年農林水産省告示第百十一号）第三条に規定する集成材の規格</p> <p>二 集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）第五条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</p> <p>三 〽 七 (略)</p>